



高知広域都市計画総括図

⑥

※この図面掲載の都市計画で定められている事項は、令和6年3月現在のものです。
 ※この総括図は、おおむねの区域を表示しているものであり、都市計画区域は字名で、その他のものは計画図(1/2,500)で確認することが必要です。詳細については高知県土木部都市計画課又は当該市町村へお問い合わせください。

用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおり制限が行われます。

用途地域内の建築物の用途制限	第一種住居地域	第二種住居地域	第三種住居地域	近隣商業地域	準工業地域	工業地域	備考
建てる用途	○	○	○	○	○	○	
建てられない用途	○	○	○	○	○	○	
①, ②, ③, ④, ▲ 面積、階数等の制限あり	○	○	○	○	○	○	
住宅、共同住宅、専ら倉庫、下宿	○	○	○	○	○	○	